

保育所等の利用手続きについて

●【教育・保育給付認定申請】と3つの区分

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まったことに伴い、保育所などの利用を希望される保護者の方は、利用のための申し込みとあわせて、認定を受けていただく必要があります。

新制度では、「教育・保育の必要性・必要量の認定」が導入され、利用先を3つの区分に応じて決定することになります。

3つの認定区分とは以下のとおりです



1号認定 教育標準時間認定

子どもが満3歳以上で、教育を希望される場合

利用先 認定こども園など

2号認定 満3歳以上・保育認定

子どもが満3歳以上で、「保育の必要な事由（詳細は下記を参照）」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園

3号認定 満3歳未満・保育認定

子どもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所などでの保育を希望される場合

利用先 保育所、認定こども園など

●【教育・保育給付認定申請】の対象者

保育園・認定こども園などの利用を希望する児童の全員が対象です。

●2号認定・3号認定の場合は【保育の必要量】も認定されます。

2号認定・3号認定のお子さんは、保護者の方の就労時間などにより、【保育の必要量】が認定されます。

- ・「保育標準時間」利用…月120時間以上の就労を想定した利用時間 （1日最長11時間）
- ・「保育短時間」利用…月48時間以上120時間未満の就労を想定した利用時間 （1日最長8時間）

※保育標準時間の認定は、保護者のいずれものの就労時間が該当する場合の利用時間です。

入所申込みに必要な書類

- (1) 保育所入所申込書 … 児童1人につき1通必要です。
- (2) 保育料口座振替依頼書 … 小野市内に支店がある金融機関及び三井住友銀行の各支店で口座振替可能です。
※3歳児～5歳児クラスの申込者については不要
- (3) 教育・保育給付認定申請書 … 保育を必要とする理由を決定するための書類です。
児童1人につき1通必要です。
- (4) 保育要件証明書 … 保護者は必須、65歳未満の大人の方も（世帯分離をされている場合でも、同居又は同一敷地内に住んでいる場合は）提出してください。保護者以外の同居の親族が子どもを保育することができると、利用の優先度が調整されることがあります。

保育を必要とする事由	必要な書類(保育要件証明書)	
就労(会社員、パートなど)	就労証明書	勤務先、事業主が証明
就労(自営業、農業など)	・就労証明書(自営主が記入) ・確定申告書の写し、通帳の写し等収入状況がわかる書類	
妊娠、出産	母子手帳の写し(保護者の氏名・出産予定日のわかるもの)	
病気、ケガ、障害など	診断書、障害者手帳の写し等	診断書(医療機関が証明)
育児休業明け	就労証明書(育児休業期間が明記されているもの)	勤務先、事業主が証明
病人等の看護・介護など	診断書、手帳、要介護度がわかる書類、看護・介護等のスケジュールがわかる書類	
災害にあわれた方	り災証明書	
求職活動中の方	求職中であることが分かる書類(求職活動申告書、ハローワークの求職カードの写し、雇用保険受給証明書の写しなど)	
就学中の方	在学証明書、学生証、時間割	
その他	市が必要と認める書類	

※認定こども園の1号認定(幼稚園部分の利用)を希望される場合は、各施設へ直接お申し込みください。(上記の書類ではなく、各施設備え付けの申込用紙を提出してください。)

問い合わせ先 小野市役所子育て支援課保育係
TEL: 0794-63-1000 (内線612)